ハ　レポ取引等に関する額（レポ形式の取引における現金の受取債権の額及びレポ形式の取引の単位ごとに算出した取引の相手方に対するエクスポージャーの額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）の合計額をいう。）

ニ　オフ・バランス取引（デリバティブ取引等及びレポ形式の取引を除く。）に関する額（取引の相手方に対する信用リスクに係るエクスポージャーの額、対象資産に係るエクスポージャーの額及び証券化エクスポージャーの額の合計額をいう。）

第三条第五項第三号イ中「及び」の下に「借入金の額並びに」を加える。

（金融商品取引業者の市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の算出の基準等を定める件の一部改正）

第三条　金融商品取引業者の市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の算出の基準等を定める件（平成十九年金融庁告示第五十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第六項の表株券等の項率の欄を次のように改める。

十六パーセント

附　則

（適用時期）

第一条　この告示は、平成二十八年三月三十一日から適用する。

○金融庁・法務省・財務省告示第一号

社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第四十四条第一項第十三号の規定に基づき、社債、株式等の振替に関する法律第四十四条第一項第十三号の規定に基づき口座管理機関を指定する件（平成十五年法務省・財務省告示第三号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月十一日

金融庁長官事務代理
金融庁総務企画局長　池田　唯一
法務大臣　岩城　光英
財務大臣　麻生　太郎

「ミツビシ　ユーエフジェー　セキュリティーズ　インターナショナル　ピーエルシー　英国　ロンドン市　ブロードゲート　六」を「ミツビシ　ユーエフジェー　セキュリティーズ　インターナショナル　ピーエルシー　英国　ロンドン市　ロープメーカー　ストリート　二十五　ロープメーカー　プレイス」に改める。

（銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項第七条第五項第一号イからニまで及び第三号イの規定は、この告示の適用の日（以下「適用日」という。）以後に終了する連結会計年度（連結財務諸表の作成に係る期間をいう。以下この条において同じ。）に係る説明書類について適用し、適用日前に終了した連結会計年度に係る説明書類については、なお従前の例による。

（金融庁長官が定める場合において、最終指定親会社が自己資本の充実の状況を記載した書面に記載すべき事項を定める件の一部改正に伴う経過措置）

第三条　第二条の規定による改正後の金融庁長官が定める場合において、最終指定親会社が自己資本の充実の状況を記載した書面に記載すべき事項を定める件第三条第五項第一号イからニまで及び第三号イの規定は、適用日以後に終了する事業年度に係る自己資本の充実の状況を記載した書面（同条第一項に規定する自己資本の充実の状況を記載した書面をいう。以下この条において同じ。）について適用し、適用日前に終了した事業年度に係る自己資本の充実の状況を記載した書面については、なお従前の例による。

○金融庁・農林水産省告示第一号

農林中央金庫法施行規則（平成十三年内閣府令第十六号）第百十三条第三号ハの規定に基づき、農林中央金庫の自己資本の充実の状況等についての開示事項（平成十九年金融庁・農林水産省告示第六号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月十一日

金融庁長官事務代理
金融庁総務企画局長　池田　唯一
農林水産大臣　森山　**裕**

第三条第五項第一号イからニまでを次のように改める。

イ　オン・バランス資産の額（連結貸借対照表の総資産の額から支払承諾見返勘定の額並びにロ及びハに掲げる事項の額を控除した額をいう。）

ロ　デリバティブ取引等（自己資本比率告示第五十六条第一項の先渡、スワップ、オプションその他の派生商品取引及び長期決済期間取引をいう。以下この号において同じ。）に関する額（デリバティブ取引等について算出したエクスポージャーの額（デリバティブ取引等について算出した再構築コストの額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）及びデリバティブ取引等についてカレント・エクスポージャー方式で計算したアドオンの額並びにプロテクションを提供するクレジット・デリバティブに係る想定元本の額の合計額をいう。）及びデリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた証拠金の対価の額の合計額をいう。）

ハ　レポ取引等に関する額（レポ形式の取引における現金の受取債権の額及びレポ形式の取引の単位ごとに算出した取引の相手方に対するエクスポージャーの額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）の合計額をいう。）

ニ　オフ・バランス取引（デリバティブ取引等及びレポ形式の取引を除く。）に関する額（取引の相手方に対する信用リスクに係るエクスポージャーの額、対象資産に係るエクスポージャーの額及び証券化エクスポージャーの額の合計額をいう。）

第三条第五項第三号イ中「の額及び」を「及び借入金の額並びに」に改める。

附　則

（適用時期）

第一条　この告示は、平成二十八年三月三十一日から適用する。

（経過措置）

第二条　この告示による改正後の農林中央金庫の自己資本の充実の状況等についての開示事項第三条第五項第一号イからニまで及び第三号イの規定は、この告示の適用の日（以下「適用日」という。）以後に終了する連結会計年度（連結財務諸表の作成に係る期間をいう。以下同じ。）に係る説明書類について適用し、適用日前に終了した連結会計年度に係る説明書類については、なお従前の例による。

○総務省告示第六十八号

無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）別表第二号第2から第4まで並びに別表第二号の三第1及び第3の規定に基づき、平成十六年総務省告示第八百六十号（無線局免許申請書等に添付する無線局事項書の無線局の目的コードの欄及び通信事項コードの欄に記載するためのコード表を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月十一日

総務大臣　山本　早苗

別表第二号中

防災行政事務に関する事項	DAI

を

防災行政事務に関する事項	DAI
防災行政事務に係る無線設備の運用監理に関する事項	DAK

に改める。